

会

議

午前 10 時 0 分開議

○議長（小泉孝敬君） おはようございます。

出席議員が定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議開催に当たり、欠席したい旨の届出のありました議員は、6 番 佐々木清和君であります。

報第 7 号の上程・説明・質疑・討論・採決

○議長（小泉孝敬君） 次は、日程により、報第 7 号 専決処分の承認を求めることについて（下田市特別職の常勤職員給与支給条例の特例に関する条例の制定について）を議題といたします。

当局の説明を求めます。

統合政策課長。

○統合政策課長（平井孝一君） 改めまして、おはようございます。

それでは、報第 7 号 専決処分の承認を求めることについて（下田市特別職の常勤職員給与支給条例の特例に関する条例の制定について）、御説明申し上げます。

お手数ですが、議案件名簿の 1 ページをお開きください。

報第 7 号 専決処分の承認を求めることについて、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、下記事件を別紙のとおり専決処分いたしましたので、同条第 3 項の規定により議会の承認を求めるものでございます。

続きまして、2 ページ、専第 7 号は、下田市特別職の常勤職員給与支給条例の特例に関する条例の制定について、次の 3 ページのとおり制定するものでございます。

第 1 条は、下田市特別職の常勤職員給与支給条例（以下「特別職給与条例」といいます。）に基づき支給する期末手当の特例を定めるための目的を定めたものでございます。

第 2 条は、特別職給与条例の適用を受ける特別職の常勤職員が令和 2 年 6 月において支給されるべき期末手当は、特別職給与条例第 2 条第 2 項の規定にかかわらず、同項の規定により算出した額から、当該額に下記、表のとおり、減ずる割合について、市長は 100 分の 50、副市長及び教育長は 100 分の 20 を乗じて得た額を減じた額とする特例の内容を定めたもので

ございます。

本日、御配付した追加説明資料を御覧ください。

1、制定理由でございます。制定理由は、新型コロナウイルス感染症に伴う市民生活への影響について、市民とともにその痛みを分かち合い、新型コロナウイルス感染症対応事業への活用を図ることを目的に、市長任期期間中である6月期末手当の削減を行うためでございます。

2、概要は、本条例の制定に当たり、6月期末手当の基準が6月1日であることから、5月26日付専決処分し、公布、同日施行した経緯について示したものでございます。

3、削減効果額は、本条例に伴う、常勤特別職（三役）の削減額、削減額の算出根拠を示したもので、表記載のとおり、削減効果額は、市長73万3,068円、副市長26万452円、教育長23万8,165円となっております。

以上、大変雑駁な説明ですが、報第7号 下田市特別職の常勤職員給与支給条例の特例に関する条例の制定についての説明を終わらせていただきます。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（小泉孝敬君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

12番 大川敏雄君。

○12番（大川敏雄君） 今回の当局の提案は、私は結果として高く評価をさせていただきたいと思います。

ただ残念なのは、実は江田議員が中心になって、私もその賛成者の一人ですが、議員提案で議員の期末手当を下げようと、これが過日の臨時議会で否決されました。全協をやったのが4月24日なんです、そのときに市長室に4人で行かせていただきました。私はその翌週の4月27日の3時半頃、のこのこと市長室行って、市長、どうですかと、市長の期末手当も半減を考えたらどうですかという提言をさせていただきました。振り返ってみますと、あのときの臨時議会で今の提案を市の三役のこの内容が同時に提案されていたとするならば、恐らくきっとこの議員提案は可決されたと思います。そういう点では誠に残念だなと、今、そういう心境に立っております。

そういう意味で市長、私は本当に残念だったんですが、当時、なかなかそれをできなかったということがありますが、その辺の心境の変化というかな、ひとつ一言答弁頂きたいと思います。

○議長（小泉孝敬君） 市長。

○市長（福井祐輔君） いや、初めからそれは私は痛みを分かち合わなきゃいけないということとは思っておりましたし、何の心境の変化はございませんので。ただ、議員提案に関しましては、それはいろいろ議員の意見を聞くべきだということで、そのときは出さなかったということでございます。

以上でございます。

○議長（小泉孝敬君） 12番 大川敏雄君。

○12番（大川敏雄君） これ以上は私は言いませんけれども、非常に長年議員やっていて、こういう事案というのは、三役と議員が1つそろっていろいろな処置をしたという経過がありまして、そういうことと併せて、現在のコロナのあの状況というのは深刻だということで議員提案もされたわけでありまして、非常に私個人としては残念だったなと、こういう心境をもう一度披瀝させていただきたいと思います。ありがとうございました。

○議長（小泉孝敬君） ほかに質疑はありませんか。

13番 沢登英信君。

○13番（沢登英信君） このような専決の承認の議案が出てくることは大変残念だと思います。なぜなら議会でも同じようなボーナスというような形で出てきました。6対6です。つまり市民は半分評価し、半分は評価していないと、こういう結果を既に議会は出していると、こう見なければならないと思うわけでありまして。ボーナスを削減することがどうして市民に寄り添うということになるのか。ここの議論をしっかりとしなければならないと思うわけでありまして。売名行為に当たると、こういう見方だって当然出てくる。そうでないという議論をきっちりと組み立ててまいらなければならないと思うわけでありまして。

そういう観点で見ますと、まさに私はこのような姿勢は売名行為に近いような姿勢ではないのかと。しかも議会で議論されてきている後出しだと。誠心誠意、市民に寄り添うというのであれば、議会で議論する前にこのようなことが市長をはじめ三役で話し合われていてしかるべきであると、こう思うわけです。こういう点からいっても、やはり疑問を感じざるを得ないと。

その一方で、株式会社マストから1万枚のマスクを寄贈を受けると。しかしこれは違法業者であると、白浜の海水浴場の。返還をすると。やはりこのような事態の起きた責任は、最高責任者である市長が取るべきだと、私はこう思うわけです。

庁舎の建設にしても、入り口はちゃんと購入して、市の土地にすると。これがいつの間に

が賃貸でいいんだと。さらに、緊急防災・減災事業債もきっちりした手続を取らなければ借りられないと、住民の合意が必要だということが明らかになった。これらのことは一般質問で初めて出てきたことであって、当局がきっちりこういう事態になっていると、議会としても知恵を貸してくれと、こういう姿勢ではないと、追及されて初めて事実を明らかにする。このようなことであっていいのかと。むしろこれは、市長の自らのこの落ち度を謝るために夏期のボーナスを減免をするんだと、こういうことのほうが、コロナのためにやるんだなんていうことよりも、自らが間違っただけをしたことにする責任を取るんだと、その姿勢がどこにあるのかと。これをやる前に、そういう姿勢こそ必要ではないかと私は思うわけです。

さらに、このコロナの状態は観光業の皆さんが休業せざるを得ないと。もう観光協会の職員5人おりますが、あじさい祭り、駄目、黒船祭も中止だと、旅館も休業だと、そうすれば観光協会への収入はほとんどないと。自らの夏のボーナスは返上だと、暮れのボーナスも返上だと。ある場合には、自らの安い給料も下げなければ組織が続いていかないと、観光協会が運営できないと、こういう事態になっていようかと思うわけです。そういうところに人件費も含めた支援をしていくということが市が今やるべき仕事であり、市長は市民と寄り添うと言うなら、こういう困難なところにどういう手助けをするのかという、支援策を出してくるのが市長の責任だと思うわけです。本来の責任を果たさずに、パフォーマンスすればいいんだというような姿勢では、私は大変問題ではないかと思うわけであります。ぜひ心から考えていただきたいと思います。

○議長（小泉孝敬君） よろしいですか。

○13番（沢登英信君） はい。パフォーマンスじゃないか、どういう意図だ、質問について御答弁頂きたいと思います。

○議長（小泉孝敬君） 市長。

○市長（福井祐輔君） 私はパフォーマンスだとは思っていませんし、また売名行為だとも思いません。寄り添うとか、そういう気持ちありません。ただ、痛みを分かち合いたいということだけでございます。

なぜ今かという、やはりもう任期が7月5日で終わりますので、その前に市長の最後の姿勢として、市民の皆様と痛みを分かち合うという意味で、今しかないという時期でございますので、議案を提出させていただきました。

そのほか、責任論とかそういうのは、まだまだこれから先の話で、今現在進行中でございますので、私の責任の取り方というのは、やはり庁舎を建設することが政治責任を取るこ

だというふうに考えておりますので、御理解を頂きたいというふうに思います。

コロナ対策の経済支援、本当に困った、困窮されている方がいらっしゃるということは認識しております。これから財源の話もございますので、慎重にそれは検討しなきゃいけないというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（小泉孝敬君） 13番 沢登英信君。

○13番（沢登英信君） 具体的に123万1,685円、この削減したお金を三役の皆さんはそれぞれ具体的に何にお使いになっていただきたいとお考えになっているのか、それぞれ3人の方にお尋ねしたいと思います。

○議長（小泉孝敬君） 市長。

○市長（福井祐輔君） 私はこれから将来、いろんな経済支援をしなければいけない場面が出てくると思います。そういうところに使っていただきたいなというふうに思います。

○議長（小泉孝敬君） 副市長。

○副市長（土屋徳幸君） 具体的な使途の関係でございますが、御覧のとおり、削減の効果額については123万1,685円と非常に僅かな金額でございます。本当に何に役に立つのかと言われるれば、そのとおりでございますが、先ほど市長からも申し上げましたとおり、市民に対する痛みを分かち合うという気持ちの表れということで我々として考えていただきたいと、そういう意味でお願いしているところでございます。

以上であります。

○議長（小泉孝敬君） 教育長。

○教育長（佐々木文夫君） 私も今、市長、副市長が言われたように、痛みを分かち合うということで、少しでも支援の金額、多少なんですけど、なっただければということで考えました。

以上です。

○13番（沢登英信君） 終わります。

○議長（小泉孝敬君） ほかに質疑はありませんか。

7番 滝内久生君。

○7番（滝内久生君） 今回の専決ということですが、先ほど大川議員が言いましたように、本来5月に出すべき話で、江田議員が中心となって削減の案が情報は入っていたはずですが、当然、5月臨時会に間に合っている話です。当然、この場で議論する話だと思います。その

辺はしっかりしてもらいたと思います。

私の本題はそういうことではなくて、コロナの関係で痛みを分かち合うということの表向きの理由なんです、この中に、この理由の下に、庁舎問題の一連の不手際、これに対する責任を取ることも含んでいるのかどうなのか、含んでいるかいないか、それをお聞きします。

それから、過日の新聞報道によりますと、記者会見で給与を7月から12月、今年の、削減の表明があったということですが、昨日、本来提案できないことであって、今回の専決処分をしたとの市長の発言が冒頭ありました。本来、記者会見というのは、市民に市長の考えを表明する場所です。市民に広く広めていることですが、これを7月から12月、本来そぐわなかったよということで軽々に変えるというような、そういう記者会見であってはまずいと思います。本来、私も新聞報道で7月から12月で出た時点で、今年は市長選挙がありますので、任期のこともあるので、当然、市長、おかしいですよと、庁内の意見はなかったのか、そういう助言はなかったのか。あったとしても、その上での記者会見だったのか。取りあえずその2点、お伺いします。

○議長（小泉孝敬君） 市長。

○市長（福井祐輔君） これは純粋に痛みを分かち合うということでございます。

また責任論については、これからまた浮かんでくるんじゃない。私は建てるのが責任の取り方だというふうに思っておりますので、そのところを理解していただきたいと思います。

記者会見のときに発表したものにつきましては、気がつかなかったということだというふうに思うんですが。

以上でございます。

○議長（小泉孝敬君） 7番 滝内久生君。

○7番（滝内久生君） 最高責任者の責任の取り方というのはいろいろあると思うんですけども、今までの位置を決めた時点で、私はあそこを何で賛成したかということ、一刻も早く建ててもらいたいということで、土地について問題もあるな、それはありました。だけど、一刻も早く建てるというポリシーの下に賛成しました。それを大きく裏切られているというのは大変残念です。

それで、考えが及ばないような、7月から12月の話で、あり得ない話であって、誰が見たって分かっていることを、要するに庁内で助言があったかないかと聞いているんですけど、お答えなかったんですけど。そういうことの助言も何もできねえような政策会議等では困るんですよね。それを聞き入れたかどうかは、それは分かりませんが、でも、最終判断は市

長だという昨日の御発言もありましたんで、当然そういう助言がないような当局では困るよ。これからいろんな事業をやっていく上でも、助言をしっかりと聞いて政策決定してもらいたいと思いますけれども、助言があったのかないのかというところをお答え願います。

それから、市長の発言というのは大変重いもんです。この執行権が強大なものですから、それを担っている市長は安易に発言をされては困るんです、市民の代表ですから、選ばれますんで。そういうところを反省も少し表明してもらわないと。

先般、ちょっと話それますが、海水浴場条例の話も、一般の報道によりますと、もう開設しないよと市民の中では受け止めている方がいました。幾日もたたないうちに開設するんだ、ころころ変わっちゃ困るねという意見も寄せられていましたんで、発言には、市長の発言は重いもんですから、その辺の反省と今後しっかりやってもらいたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（小泉孝敬君） 市長。

○市長（福井祐輔君） 助言は発表後に、おかしいんじゃない、7月から12月については新しい任期の市長を縛ることになるんで、それは出さないほうがいいということを発表の後、聞きました。

次に、いろいろ海水浴場の開設についてでございますけれども、発表については開設をしないというふうな文章が載ってますけれども、その後を読んでもらえれば、緊急事態宣言、特別警戒地域とか、そういうのが解除された場合、あるいはまた、安全・安心が確保された場合には開設するということも書いてありますので、それは条件付の開設しないということでしたので、そのことをよく理解していただきたい。

以上です。

○議長（小泉孝敬君） 7番 滝内久生君。

○7番（滝内久生君） 一般市民の方は、市長の言われたのは、自分らはある程度分かっていたんですけども、やはり何ていうんですか、開設はしたいよ、50%以上開設したいので、今いるけれども、今の状況はできない、説明の仕方が悪い。担当課の職員もかわいそうです、それでは。そんな本意ではないのに変なふうに伝わっているということがありますんで、発言は慎重に行ってもらいたいと思います。大変重たいものです。

それから発表した後、助言受けたなんて、そんなのあり得ない話であって、その前に検討するじゃないですか、普通。そんなの常識ですよ。僕ら、見た瞬間おかしいなと思ったから、だからその前に庁内だっておかしいという意見はあったはずなんですよ。だから、そういう

のを真摯に受け止めて、今後あるかどうか分からないですけど、しっかりやっていただきたい。

やはり庁舎の一連の不手際の問題というのは、これは現実にあることですので、そこはこの中にも水面下にある程度ありますよの発言があってもしかるべきだと思ったんですよ。そういうところがないのが大変残念で、建てるのが責任だと言っても、この先どうなるか分からないですよ。じゃあどうやって責任取るんですか、この一連の不手際。だからこの中にも入っていますと言えれば納得します。いかがでしょうか。

○議長（小泉孝敬君） 市長。

○市長（福井祐輔君） 大変複雑な問題でございまして、これからいろいろと、表現の仕方があると思うんですね、新聞に載った場合に。どちらを強調してやりたいかという話もございまして、本来であれば、私の意図としては条件付ですよということを開設の場合には主張したかったということでございます。新聞の表現の仕方もあるというふうに思います。

今度の期末手当の削減についても、責任論の話は現在進行中でございますので、不手際かどうかというのは、今の段階では一連の、私が報告を受けているのは、しっかりと今の条件でもできるということでございまして、遅れたのは、やはりコロナ対策のために財源を持たなきゃいけないということで、12月に入札することをお願いしたわけでございまして、私は責任論というのは、いろんな権限が及ぶとか、そういうところで処置できなかった、そういう問題で責任を取るのは非常に妥当性があるというふうに思うんですけれども、現在の時点では、いろいろと今、交渉の段階でございまして、そういう面で責任論というのは、この後の話として考えていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（小泉孝敬君） 副市長。

○副市長（土屋徳幸君） 大変申し訳ございません。市長の記者会見の発言等々のいろいろな重要案件については、議員御承知のとおり、政策委員会や何かでいろいろと検討なされて、プロセスを踏んでお願いしているところでございます。今回につきましても、記者会見について十分なプロセスを踏んで、内部検討して、その辺の遺漏ないような形で対応すべきところであったと思いますが、今回のような事態を招いたことにつきましては反省いたしまして、今後そういうことがないように対応していきたいと思いますので、御理解頂きたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（小泉孝敬君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（小泉孝敬君） これをもって質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は、委員会に付託することを省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（小泉孝敬君） 御異議はないものと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論・採決を行います。

まず、反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（小泉孝敬君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

- 議長（小泉孝敬君） 御異議がありますので起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

- 議長（小泉孝敬君） 起立多数であります。

よって、報第7号 専決処分の承認を求めることについて（下田市特別職の常勤職員給与支給条例の特例に関する条例の制定について）は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

報第8号の上程・説明・質疑

- 議長（小泉孝敬君） 次は、日程により、報第8号 令和元年度下田市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

総務課長。

- 総務課長（日吉由起美君） それでは、報第8号 令和元年度下田市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について、御説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案件名簿の４ページをお開きください。

４ページは議案のかがみでございますが、地方自治法施行令第146条第２項の規定により、令和元年度下田市一般会計繰越明許費繰越計算書を別紙５ページから６ページのとおり調製いたしましたので、御報告申し上げるものでございます。

繰越明許費繰越計算書につきましては、地方自治法施行令第146条第２項において、普通地方公共団体の長は、繰越明許費に係る歳出予算の経費を翌年度に繰り越したときは、翌年度の５月31日までに繰越計算書を調製し、次の会議において議会に報告しなければならないと規定されておりますので、今議会に報告させていただくものでございます。

それでは、５ページ、６ページの令和元年度下田市一般会計繰越明許費繰越計算書を御覧ください。

繰越しをいたしました事業は記載のとおりで、年度内完了の見込みがつかず、令和２年３月定例会におきまして議決を頂いたものでございますが、同一款項でございまして、事業別に記載してございます。

２款総務費は１件で、１項総務管理費、事業名は公共交通推進事業、内容は鉄道施設総合安全対策事業費補助金で、翌年度繰越額は249万円、繰越しの理由は、伊豆急行線鉄道施設老朽化対策事業に不測の日数を要し、年度内の執行が不可能となったため。完成予定日は令和２年７月31日でございます。

７款土木費、２項道路橋梁費、事業名は橋梁維持事業、１つ目は本郷橋実施設計業務委託で、翌年度繰越額は1,586万円で、繰越しの理由は、河川管理者との協議に時間を要し、年度内の執行が不可能となったため。完成予定日は令和２年９月30日でございます。

２つ目は、ゆのもと橋耐震補強工事で、繰越しの理由は、護床ブロックが当初想定より大きく、機械選定に不測の日数を要し、年度内の執行が不可能となったため。完成予定日は令和２年10月30日でございます。

３件目は、９款教育費、２項小学校費、事業名は小学校管理事業、内容は浜崎小学校屋内運動場改修工事で、翌年度繰越額は5,000万円。繰越しの理由は、令和２年１月に事業採択されたことにより、年度内の執行が不可能のため。完成予定日は令和３年３月31日でございます。

３項中学校費、事業名は中学校再編整備事業、内容は下田中学校グラウンド改良工事で、翌年度繰越額は2,000万円。繰越しの理由は、こちらも令和２年１月に事業採択されたことにより、年度内の執行が不可能のため。完成予定日は令和２年７月31日でございます。

4 件目は、10款災害復旧費、1 項農林水産施設災害復旧費、事業名は公共水産施設災害復旧事業（10月12日災）、内容は田牛漁港海岸施設災害復旧工事（沖防波堤）で、翌年度繰越額は1,231万8,000円。繰越しの理由は、ブロック製作ヤードの確保に不測の時間を要し、年度内の執行が不可能となったため。完成予定日は令和2年5月29日でございます、既に完了しております。

2 項土木施設災害復旧費、事業名公共道路橋梁施設災害復旧事業（10月12日災）は3件で、翌年度繰越額は、市道砥川1号線道路災害復旧工事が609万2,000円、市道鵜島大浦線、市道大浦鍋田通線道路災害復旧工事が1,015万円、市道大浦鍋田通線道路災害復旧工事が662万円で、繰越しの理由は、いずれも近隣の宿泊事業者と交通規制期間の調整に不測の日数を要し、年度内の執行が不可能となったため。完成予定日は令和2年6月30日でございます。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、報第8号 令和元年度下田市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についての説明を終わらせていただきます。

よろしくお願い申し上げます。

○議長（小泉孝敬君） 当局の説明は終わりました。

報第8号 令和元年度下田市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてに対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小泉孝敬君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終わります。

議第30号の上程・説明・質疑・委員会付託

○議長（小泉孝敬君） 次は、日程により、議第30号 市道大賀茂青市線の路線変更についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

建設課長。

○建設課長（白井達哉君） それでは、議第30号 市道大賀茂青市線の路線変更について、御説明申し上げます。

議案件名簿の7ページをお願いいたします。

下記のとおり路線変更したいため、道路法第10条第3項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

道路法第10条第3項の規定は、路線の廃止または変更をする場合、議会の議決が必要である旨を定めた条文でございます。

提案理由としまして、県道の整備に伴い付け替えを行った路線の変更をするためでございます。

起点を、下田市大賀茂字上松1627番1地先から字上松1627番10地内に、終点を字上松1628番地先から字上松1628番2地内に變更いたします。延長は182.7メートルから131.1メートルとなり、51.6メートルの減となります。

条例改正関係等説明資料1ページをお願いいたします。

場所につきましては、県道下田南伊豆線八声トンネルの下田側から南伊豆町青市方面に至る路線でございます。県道の改良工事に伴う県道の法線の変更に伴い付け替えたものについて変更の処理を行っていなかったものでございます。図上の青い線が変更前、赤い線が変更後でございます。

以上、大変雑駁ですが、議第30号 市道の路線変更についての説明となります。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（小泉孝敬君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小泉孝敬君） 質疑はないものと認めます。

ただいま議題となっております議第30号議案は、産業厚生委員会に付託いたします。

議第31号の上程・説明・質疑・委員会付託

○議長（小泉孝敬君） 次は、日程により、議第31号 下田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

統合政策課長。

○統合政策課長（平井孝一君） それでは、議第31号 下田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、御説明申し上げます。

お手数ですが、議案件名簿の8ページをお開きください。

議案のかがみでございます。下田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、次の9ページのとおり改正するものでございます。

提案理由は、地方公務員法の改正に伴い、条文整理を行うためでございます。

条例の内容については、条例改正関係等説明資料にて御説明申し上げます。

説明資料の２ページをお願いいたします。

新旧対照表でございます。左側は改正前、右側は改正後、下線箇所が今回改正で、地方公務員法の一部改正により、第24条第２項が削除され、１項ずつ繰上げされたことに伴い、第１条中、「第６項」を「第５項」に改めるものでございます。

議案件名簿の８ページにお戻りください。

最後に附則は、本条例は公布の日から施行するというものでございます。

以上、大変雑駁な説明でございますが、議第31号 下田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終わらせていただきます。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（小泉孝敬君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小泉孝敬君） 質疑はないものと認めます。

ただいま議題となっております議第31号議案は、総務文教委員会に付託いたします。

議第３２号の上程・説明・質疑・委員会付託

○議長（小泉孝敬君） 次は、日程により、議第32号 下田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

市民保健課長。

○市民保健課長（井上 均君） それでは、議第32号 下田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について御説明を申し上げます。

お手数ですが、議案件名簿の10ページをお開きください。

議第32号 下田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙11ページ以降のとおり制定するものでございます。

初めに、提案理由でございますが、地方税法施行令等の改正により、所要の改正を行うものでございます。

地方税法施行令の一部を改正する政令が令和２年３月31日に公布され、令和２年４月１日

に施行されたことに伴い、国民健康保険税の限度額を見直すとともに、低所得者に対する財政支援の強化のため、軽減判定所得の基準額を見直し、軽減対象を拡大するものでございます。

併せて、令和2年5月1日に示されました財政支援基準に基づき、新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における国民健康保険税の減免を定めるものでございます。

それでは、改正の内容につきまして条例改正関係等説明資料で御説明申し上げますので、お手数ですが、説明資料3ページをお開きください。

主な改正内容でございますが、1つ目といたしまして、課税限度額の引上げでございます。課税限度額は、1世帯に課税される限度の金額で、このうち基礎課税額を「61万円」から「63万円」に2万円引き上げ、及び介護納付金課税額を「16万円」から「17万円」に1万円引き上げるもので、後期高齢者支援金等課税額につきまして改正はございません。

なお、今回の条例改正は、国の改正どおり改正するもので、これに伴う影響額でございますが、下段に記載のとおり、3月現在の賦課状況で算出いたしますと合計73万円の増額となります。

続きまして、4ページをお開き願います。

2つ目は、軽減措置の拡充でございます。軽減措置とは、所得に応じて、国民健康保険税のうち均等割及び平等割を一定割合軽減するもので、その軽減判定所得の算定におきまして、被保険者の数に乘すべき金額を引き上げるもので、7割軽減の改正はなく、5割軽減につきましては「28万円」を「28万5,000円」に、2割軽減につきましては「51万円」を「52万円」に改めるものでございます。

なお、こちらも国の改正どおり改正するもので、これに伴う影響額でございますが、下段に記載のとおり、3月現在の賦課状況で算出いたしますと、5割軽減、2割軽減合わせて60万円の減額となります。減額となりました保険税につきましては、県が4分の3、一般会計において4分の1の負担となります。この2つの改正を合わせて、中間所得層の被保険者の負担に配慮した国民健康保険税の見直しを行うものでございます。

3つ目は、譲渡所得に係る課税の特例でございます。不動産の譲渡所得に特別控除が適用される場合、国民健康保険税の所得割額の計算上、総所得金額等に含まれる譲渡所得は特別控除後の金額となります。したがって、租税特別措置法の改正に伴い、低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の特別控除が新たに追加されたため、附則に第35条の3の規

定を追加するものでございます。

続きまして、5ページをお願いいたします。

令和2年5月1日に示されました財政支援基準に基づき、新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における国民健康保険税の減免を定めるもので、減免費用の全額が財政支援されるものでございます。減免の対象になる方は、新型コロナウイルス感染症により主たる生計維持者が死亡し、または重篤な傷病を負った世帯の方で、保険税を全額免除。新型コロナウイルス感染症の影響により主たる生計維持者の収入減少が見込まれる世帯では、保険税の一部を減額減免となります。保険税が一部減額される具体的な要件は、世帯の主たる生計維持者について、ア、事業収入や給与収入など、収入の種類ごとに見た収入のいずれかが、前年に比べて10分の3以上減少する見込みであること、イ、前年の所得の合計額が1,000万円以下であること、及びウ、収入減少が見込まれる種類の所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であることの3要件が条件となります。

減免の対象となる保険税は、令和元年度及び令和2年度分の国民健康保険税であって、令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に納期が設定されているものが減免の対象で、既に納税済みの場合は還付措置となります。減免割合は要綱で定めることとなりますが、(1)の に該当する場合には全額免除、(1)の に該当する場合には、表1の対象保険税額の(D)に表2の減額または免除の割合(E)を乗じた金額が保険税減免額となります。

なお、11ページに下田市国民健康保険運営協議会の答申書の写しを添付してございます。今回の条例改正に当たりまして、新型コロナ感染症対策のため5月15日に書面による諮問と意見回答をお願いいたしました。御了解を頂けたことから、委員長より5月22日に答申を受けたものでございます。

それでは、条例改正の内容につきまして、条例改正関係等説明資料の6ページをお開き願います。

左側は改正前、右側は改正後で、アンダーラインを引いてある箇所が今回改正させていただくところでございます。

第2条、課税額、第2項ただし書中「61万円」を「63万円」に改め、同条第4項ただし書中「16万円」を「17万円」に改めるもの。

第23条、国民健康保険税の減額中、「61万円」を「63万円」に、「16万円」を「17万円」に改め、同条第2号中「28万円」を「285,000円」に改め、同条第3号中「51万円」を「52万円」に改めるもの。

第26条、国民健康保険税の減免、第1項第1号中「、これに」を「これに」に、「もの」を「者」に改め、同項に第3号として「前2号に掲げるもののほか、市長が特別の理由があると認める者」を加え、第2項中「前項第1号」を「前項」に改め、同条第3項中「第1項第1号」を「第1項」に改めるもの。

附則第4項、長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例及び第5項、短期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例中「第35条の2第1項」の次に「、第35条の3第1項」を加えるもの。

同附則に、新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における国民健康保険税の減免の見出しを加え、第15項及び10ページの第16項を加えるものでございます。

議案件名簿12ページにお戻り頂き、附則でございます。施行期日等といたしましては、第1項、この条例は、公布の日から施行する。ただし、附則第4項及び第5項の改正規定は、令和3年1月1日から施行するもの。

第2項、改正後の附則第15項及び第16項の規定は、令和2年2月1日以降に納期限が定められている国民健康保険税について適用するもの。

経過措置といたしまして、第3項、改正後の第2条及び第23条の規定は、令和2年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成31年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものでございます。

なお、静岡県後期高齢者医療広域連合においても同様に、後期高齢者保険料の減免につきましても、改正が6月初旬に施行予定であることを申し添えさせていただきます。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、議第32号 下田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終わらせていただきます。

御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（小泉孝敬君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小泉孝敬君） 質疑はないものと認めます。

ただいま議題となっております議第32号議案は、産業厚生委員会に付託いたします。

議第33号の上程・説明・質疑・委員会付託

- 議長（小泉孝敬君） 次は、日程により、議第33号 下田市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

市民保健課長。

- 市民保健課長（井上 均君） それでは、議第33号 下田市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、御説明申し上げます。

お手数ですが、議案件名簿の13ページをお開き願います。

議第33号 下田市介護保険条例の一部を改正する条例を別紙14ページのとおりに制定するものでございます。

初めに、提案理由でございますが、介護保険法施行令の改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

恐れ入りますが、議席に配付させていただきました一部改正資料のほうを御用意頂きたいと存じます。

介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令が令和2年3月30日に公布され、令和2年4月1日に施行されたことに伴い、下田市におきましても、国が定める法令のとおりに、低所得の第1号被保険者の保険料に係る軽減強化の拡大が図られたことから、条例の一部を改正しようというものでございます。

改正の趣旨といたしましては、低所得者保険料軽減強化について、令和元年10月に実施されました消費税率引上げにより、既に令和元年度におきまして保険料減額幅の2分の1を実施いたしました。今回の改正では、残る2分の1分、消費税率10%引上げ満年度化に伴い、減額幅を完全実施した額に定めるものでございます。具体的には、65歳以上で所得の少ない介護保険料第1段階から第3段階の方の保険料を減額賦課し、その減額賦課した保険料分を公費で賄うというものでございます。

それでは、条例改正の内容につきましては、条例改正関係等説明資料の12ページをお開きください。

左側が改正前、右側が改正後で、アンダーラインを引いてある箇所が今回改正させていただくところでございます。

第5条、保険料率、第2項中「平成31年度から令和2年度までの各年度」を「令和2年度」に、「24,300円」を「19,440円」に改めるもの。

同条第3項中「平成31年度から令和2年度までの各年度」を「令和2年度」に、「40,500

円」を「32,400円」に改めるもの。

同条第4項中「平成31年度から令和2年度までの各年度」を「令和2年度」に、「46,980円」を「45,360円」に改めるものでございます。

お手数ですが、議案件名簿の14ページにお戻り願います。

附則でございます。第1項、施行期日につきましては、公布の日から施行するものでございます。

次に、第2項、適用区分でございますが、この条例による改正後の下田市介護保険条例第5条の規定は、令和2年度以降の年度分の保険料から適用し、平成31年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例によるものでございます。

最後に、保険料軽減強化に伴う予算計上、条例制定の時期、及び議会手続につきまして、厚生労働省より事務連絡が事前にございまして、当初予算のほうに、今回のこの影響額を計上した上で、政令公布後の年度明けに保険料減額を反映した条例を改正するというふうに全国統一方針が示されたため、今回の条例改正影響額につきましては令和2年度の当初予算のほうに既に反映されているものでございます。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、議第33号 下田市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終わらせていただきます。

御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（小泉孝敬君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小泉孝敬君） 質疑はないものと認めます。

ただいま議題となっております議第33号議案は、産業厚生委員会に付託いたします。

議第34号の上程・説明・質疑・委員会付託

○議長（小泉孝敬君） 次は、日程により、議第34号 下田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

防災安全課長。

○防災安全課長（土屋 出君） それでは、議第34号 下田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について、御説明申し上げます。

お手数ですが、議案件名簿の15ページをお開き願います。

議案のかがみでございます。

下田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を次のページの16、17ページの
とおり改正するものでございます。

初めに提案の理由でございますが、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令
の改正に伴い、所要の改正をするものでございます。

お手数ですが条例改正関係等説明資料の13ページをお開き願います。

改正内容につきましては、左側が改正前、右側が改正後となっております。改正部分はアン
ダーラインを引いてある箇所でございます。

下田市消防団員等公務災害補償条例補償基礎額の第5条第2項第1号中「若しくは障害」
を「、若しくは障害」に改め、「日に」を「日（以下「事故発生日」という。）に」改め、
同項第2号中「8,800円」を「8,900円」に改め、同号ただし書中「1万4,200円」を
「14,200円」に改め、同条第3項中「又は非常勤水防団員若しくは消防作業従事者等」を
「若しくは非常勤水防団員又は消防作業従事者等」に、「死亡若しくは負傷の原因である事
故が発生した日又は診断により死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断によ
り疾病の発生が確定した日」を「事故発生日」に改める。ページをめくっていただきまして、
第20条中「31万5,000円」を「315,000円」に改めます。

次に、14ページから16ページにかけて、附則第5条第5項第2号及び第6項並びに附則第
6条第7項第2号及び第8項中の「100分の5」を「事故発生日における法定利率」に改め
ます。

次に、16ページから17ページの別表、左側の補償基礎額表のそれぞれの金額を右側の補償
基礎額表に改めます。

備考中の「死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断によって死亡の原因
である疾病の発生が確定した日若しくは診断によって疾病の発生が確定した日」を「事故発
生日」に改めます。

お手数ですが、議案件名簿の17ページに戻っていただきまして、附則となりますが、第1
項はこの条例は公布の日から施行し、改正後の本条例の規定は、令和2年4月1日から適用
するものでございます。

第2項ですけれども、改正後の本条例第5条第2項及び別表の規定は令和2年4月1日以
後に支給すべき事由の生じた損害補償、並びに同日前に支給すべき事由が生じた同日以後の

期間に係る同条例第4条に規定する傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金について適用し、同日前に支給すべき事由が生じた損害補償、及び同日前に支給すべき事由が生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については従前の例によるものでございます。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、議第34号 下田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（小泉孝敬君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

13番 沢登英信君。

○13番（沢登英信君） 17ページの附則の点についてお尋ねしたいと思います。

この条例は公布の日から施行してということになりますと、6月9日に議会が終わったとしますと、9日ないしその後だということになるかと思うんですが、この新しい条例が令和2年4月1日から適用ということと、さかのぼるという理解でいいのかという点をお尋ねをしたいと思います。

○議長（小泉孝敬君） 防災安全課長。

○防災安全課長（土屋 出君） 4月1日までさかのぼるということで、現在、遺族年金を受けられている方が2件ございまして、その人たちの年金が6月に支給されますので、それから改正した金額になるということになります。

以上です。

○議長（小泉孝敬君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小泉孝敬君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第34号議案は、総務文教委員会に付託いたします。

34号まで当局の説明は終わりました。ここで11時15分まで休憩したいと思います。

午前11時 2分休憩

午前11時15分再開

○議長（小泉孝敬君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

休憩前に引き続き、質疑を続けます。

議第35号～議第36号の上程・説明・質疑・委員会付託

- 議長（小泉孝敬君） 次は、日程により、議第35号 令和2年度下田市一般会計補正予算（第3号）、議第36号 令和2年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を一括議題といたします。

当局の説明を求めます。

総務課長。

- 総務課長（日吉由起美君） それでは、議第35号 令和2年度下田市一般会計補正予算（第3号）及び議第36号 令和2年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について一括して御説明申し上げます。

浅黄色の補正予算書と補正予算の概要の御用意をお願いいたします。

初めに、議第35号 令和2年度下田市一般会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

6月の補正予算につきましては、新型コロナウイルス感染症の流行により、黒船祭等、既に中止が決定した経費を減額するとともに、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、交付金の目的である、感染拡大の防止、雇用の維持と事業の継続、経済活動の回復、強靱な経済活動の構築の段階に応じて予算を計上いたしました。

また、緊急に対応しなければならないもの、国県補助採択されたもの及び令和元年度ふるさと応援寄附金のうち、令和元年度中に基金積立ができなかった2,533万3,000円についても計上いたしました。

補正予算書の1ページをお開きください。

令和2年度下田市の一般会計補正予算（第3号）は次に定めるところによるもので、第1条、歳入歳出予算の補正でございますが、第1項は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2億8,650万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ155億805万3,000円とするものでございます。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるということで、補正予算書の2ページから5ページ記載のとおりでございますが、内容につきましては、後ほど補正予算の概要により御説明申し上げます。

第2条、債務負担行為の補正でございますが、債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正追加」によるもので、補正予算書の6ページをお開きください。

債務負担行為の追加は 1 件でございます。事項は、第 2 分団第 4 部仮設詰所コンテナハウスリース料で、期間は令和 2 年度から令和 3 年度まで、限度額は事業予定額 130 万円の範囲内で第 2 分団第 4 部仮設詰所コンテナハウスをリースする旨の契約を令和 2 年度において締結し、令和 2 年度予算計上額 62 万円を超える金額 68 万円については令和 3 年度において支払うものでございます。

1 ページにお戻り頂き、第 3 条、地方債の補正でございますが、地方債の変更は、「第 3 表 地方債補正」によるというもので、補正予算書の 7 ページをお開きください。

地方債の変更は 2 件でございます。

1 件目は、起債の目的、過疎対策事業債で、旧樋村医院改修事業及び旧下田町地区内道路修景舗装工事の財源として、限度額 2 億 9,420 万円を 3 億 2,540 万円に変更するもの。

2 件目は、起債の目的、過疎地域自立促進特別事業債で、認定こども園通園バス運転管理運営事業の消費税対応分に対する財源として 1,270 万円を 1,280 万円に変更するもので、起債の方法、利率、償還の方法に変更はございません。

それでは、補正予算の内容について御説明申し上げます。

浅黄色の補正予算の概要 2 ページ、3 ページをお開き願います。

歳入でございます。

統合政策課関係、15 款 2 項 1 目 6 節国庫・新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 1 億 1,262 万 2,000 円の追加は、地方公共団体が地域の実情に応じてきめ細やかに必要な事業を実施できるよう創設された交付金で、その交付上限額を受け入れるもの。19 款 2 項 1 目 3 節ふるさと応援基金繰入金 90 万円の減額は、黒船祭の中止によるニューポート市訪問団歓迎事業実行委員会負担金の財源として基金からの繰入金の減額。21 款 5 項 5 目 19 節雑入 1,750 万円の増額は、柿崎区祭典用太鼓台修繕及び中 1 区地区集会所建設に係る自治総合センターコミュニティ助成金を受け入れるものでございます。

総務課関係、18 款 1 項 1 目 1 節一般寄附金 510 万円の増額は、新型コロナウイルス感染症対応に充ててほしいと、河津建設様から 500 万円、下田ロータリークラブ様から 10 万円の御寄附を頂いたものでございます。20 款 1 項 1 目 1 節繰越金 2,533 万 3,000 円の増額は、繰り越して基金を積み立てるもの。22 款 1 項 6 目 1 節過疎対策事業債 3,130 万円の増額は、先ほど予算書 7 ページにて御説明申し上げました補正 3 件に充当するものでございます。

防災安全課関係、16 款 2 項 1 目 4 節県費・地震・津波対策等減災交付金 3 万 3,000 円の増額は、感震ブレイカー整備推進事業補助金の増額に対応するもの。21 款 5 項 5 目 19 節雑入

170万円の増額は、地域防災組織育成助成事業として岩下区自主防災会に、消防団育成事業として下田市消防団の実施する事業に対する助成金を受け入れるものでございます。

福祉事務所関係、15款 1 項 1 目 5 節国庫・生活保護費等負担金869万4,000円の増額は、生活困窮者自立相談支援事業費等として、住居確保給付金増額に対する負担金を受け入れるもの。同 2 項 2 目 3 節国庫・生活保護費補助金33万円の増額は、生活保護システム改修に係る補助金を受け入れるもの。

ページをめくっていただきまして、4 ページ、5 ページ、市民保健課関係、15款 2 項 3 目 1 節国庫・保健衛生費補助金50万円の増額は、産後ケア事業を行う施設の感染症予防対策に対し、市が補助するための財源として受け入れるもの。16款 1 項 1 目 5 節県費・保険基盤安定負担金45万円の増額は、低所得者に対する国民健康保険税の軽減措置の拡大に係る保険基盤安定繰出金の増額財源。同 2 項 3 目 1 節県費・保健衛生費補助金65万3,000円の増額は、若年がん患者等支援事業に対する補助金を受け入れるものでございます。

環境対策課関係、16款 2 項 3 目 2 節県費・環境対策費補助金475万1,000円の増額は、海岸漂着物等対策事業として補助金を受け入れるもの。21款 5 項 5 目14節同級他団体受入金188万9,000円の追加は、広域ごみ処理方式検討用資料作成に対する 3 町からの負担金でございます。

産業振興課関係、21款 5 項 5 目19節雑入200万円の増額は、移住・定住・交流促進プロジェクトに対する助成金を受け入れるもの。

建設課関係、15款 2 項 5 目 1 節国庫・社会資本整備総合交付金1,228万3,000円の減額のうち、街なみ環境整備事業の減額は内示額の減、防災・安全交付金事業（投資的事業）1,045万円の減と、同 3 節国庫・道路更新防災等対策事業費補助金のうち、地方道更新防災等対策事業5,500万円の減は、国の補助金メニューの変更により、道路メンテナンス事業費補助に振り替えるもの。

学校教育課関係、15款 2 項 2 目 2 節国庫・児童福祉費補助金100万円の増額及び同14節国庫・保育対策総合支援事業費補助金20万円の追加は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、放課後児童クラブ、認定こども園等の衛生用品等購入に対する補助金を受け入れるもの。同 6 目 1 節国庫・小学校費補助金20万8,000円の増額及び同 2 節国庫・中学校費補助金11万9,000円の増額は、学校保健特別対策事業費補助金として、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、小中学校の衛生用品等購入に対する補助金を受け入れるもの。

6 ページ、7 ページをお開きください。同 3 節国庫・教育費補助金7,717万2,000円の追加

は、G G Aスクール構想推進のため、小中学校の児童生徒用に教育用端末や学校ネットワーク整備を行うための補助金を受け入れるもの。19款2項1目12節奨学振興基金繰入金310万円の減額は、充当しているニューポート市中学生派遣事業及び英語向上プロジェクト事業が実施できなくなったため減額するもの。21款5項5目19節雑入78万円の増額は、全国学校給食会連合会助成金は、新型コロナウイルス感染症流行のため、休校措置となった3月分の学校給食の食材費に対する助成金を受け取るものでございます。

次に、歳出でございます。8ページ、9ページをお開きください。

議会事務局関係、1款1項1目0001議会事務232万円の減額は、新型コロナウイルス感染症流行のため、訪問を取りやめた姉妹都市訪問等の旅費等を減額するもの。

統合政策課関係、2款1項5目0174都市交流事業260万円の減額は、ニューポート市訪問団派遣中止による減額。同8目0240地域振興事業2,101万円の増額は、自治総合センターコミュニティ助成金補助金1,750万円、柿崎区祭典用太鼓台修繕及び中1区地区集会所建設に係る助成金及び中1区に対する地区集会所建築補助金でございます。同0241公共交通推進事業550万円の減額は、新型コロナウイルス感染症の影響により、十分な審議ができないため、地域公共交通網形成計画策定を翌年度に実施することにしたため。同21目0405ふるさと応援基金1,722万2,000円の増額は、令和元年度ふるさと応援寄附のうち元年度中に基金に積み立てられなかった金額を積み立てるものでございます。

総務課関係、2款1項10目0143行政改革推進事業41万4,000円の増額は、音声認識アプリを利用して会議を行うための備品納入及び通信料。同9項1目0910電算処理総務事業14万6,000円の増額は、人事異動に伴い給与システムのライセンスを追加するもの。同0920ネットワーク推進事業23万円の増額は回線使用料で、通信量の増大に伴うもの。12款1項1目予備費2,777万9,000円の増額は歳入歳出調整額でございます。

防災安全課関係、2款8項1目0860防災対策総務事務921万6,000円の増額は、避難所で使用する非接触型体温計やマスク、手指消毒液を購入するもの。同0861防災組織育成事業90万円の追加は、岩下区自主防災会に対する補助金及び下田市感震ブレーカー整備推進事業補助金の増額。同2目0895防災基金82万6,000円の増額は、令和元年度ふるさと応援寄附のうち元年度中に基金に積み立てられなかった金額を積み立てるもの。8款1項2目5810消防団活動推進事業99万円の増額は、消防団用に充電式のライトを購入するもの。同3目5867第2分団第4部詰所建設事業94万6,000円の増額は、詰所建設に伴う仮設詰所のコンテナハウスリース料借地料等でございます。

10ページ、11ページをお開きください。

福祉事務所関係、3款1項6目1150ほのぼの福祉基金112万円の増額は、令和元年度ふるさと応援寄附のうち元年度中に基金に積み立てられなかった金額を積み立てるもの。3款3項2目1502児童手当支給事業22万8,000円の増額は、児童手当現況届受付事務を郵送で行うための消耗品費、郵便料。3款3項10目1730子育て支援基金193万7,000円の増額は、令和元年度ふるさと応援寄附のうち元年度中に基金に積み立てられなかった金額を積み立てるもの。同4項1目1752生活保護適正実施推進事業66万円の増額は、生活保護システム改修業務委託料。同2目1761生活困窮者自立支援事業1,159万2,000円の増額は住居確保給付金で、離職等により経済的に困窮し、住居を失った方またはそのおそれのある方に支給するもので、新型コロナウイルス感染症の影響の広がりにより要件が緩和され、相談件数が増加していることに対応するものでございます。

市民保健課関係、3款7項1目1902保険基盤安定繰出金60万1,000円の増額は、低所得者に対する国民健康保険税の軽減措置の拡大に係る保険基盤安定繰出金の増額。4款1項1目2000保健衛生総務事務21万8,000円の増額は時間外勤務手当。同3目2040母子保健相談指導事業50万円の増額は、感染拡大防止対策事業補助金（産後ケア施設）で、産後ケア事業を行う施設の感染症予防対策に対し、市が補助金を交付するもの。同2項1目2150健康増進事業130万7,000円の追加は、がん患者の療養生活の質の向上及び経済的負担の軽減を図るために、新たに補助制度を設けるものでございます。

環境対策課関係、4款3項1目2250清掃総務事務340万円の増額は、1市3町で検討している広域ごみ処理方式の資料作成業務委託料でございます。

産業振興課関係、2款1項9目0246移住・交流居住推進事業226万1,000円の増額は、新型コロナウイルス感染症拡大により、移住希望者との相談業務に活用するため、パソコンを購入し、オンライン相談体制を整えるもの。また、移住・定住・交流促進プロジェクト補助金は、地域活性化センターの助成を受けてNPOに補助し、移住交流会、ワークショップ、相談会等を実施するもの。5款2項5目3550みどりの基金38万4,000円の増額は、令和元年度ふるさと応援寄附のうち元年度中に基金に積み立てられなかった金額を積み立てるもの。同4項2目3750漁港管理事業125万円の増額は、修繕料で吉佐美漁港の護岸の崩落等を修繕するもの。6款1項2目4050商工業振興事業1,500万円の追加は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の交付を受け、新型コロナウイルス感染症の収束後において、来客が減少している飲食店等を支援し、市内消費の促進を図るためのバル開催のための補助金、

また、市内事業者が行う多様な販売方法導入のための補助金。同4052企業誘致推進事業3,200万円の増額は、同様にコロナ収束後にワーケーション拠点となる旧樋村医院の境界確定や解体工事に係る経費、また、ワーケーション環境整備補助金は、テレワーク（ワーケーション）環境整備に対する補助金を新たに設けるもの。

12ページ、13ページをお開きください。

観光交流課関係、6款2項2目4250観光まちづくり推進事業669万3,000円の増額は、黒船祭執行会補助金等、既に中止が決定している補助金を減額し、新たにコロナ収束後の観光戦略として臨時交付金を活用し、下田市観光協会補助金を増額し、ウェブ広告やテレビ等の媒体での旅行商品のPR、クーポンやポイントの付与、動画の作成等を行うもの、また、マイクロツーリズム分として地域内で運行される交通機関と地域観光施設や飲食店が連携して、地域の中で消費拡大に結び付ける事業を実施するものでございます。同4252広域観光推進事業90万円の増額は、駿河湾フェリー維持管理費等負担金の増。6款2項5目4385世界一の海づくり基金127万7,000円の増額は、令和元年度ふるさと応援寄附のうち元年度中に基金に積み立てられなかった金額を積み立てるものでございます。

建設課関係、7款2項1目4550道路維持事業200万円の増額は、強風による倒木等が発生し、修繕料が不足となったため。同5項1目5151都市計画マスタープラン推進事業356万円の減額は、内示額の減によるもの。同6目5465景観まちづくり基金141万8,000円の増額は、令和元年度ふるさと応援寄附のうち元年度中に基金に積み立てられなかった金額を積み立てるものでございます。

学校教育課関係、3款3項6目1452放課後児童対策事業100万円の増額は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、放課後児童クラブ等の衛生用品等を購入するもの。同9目1749子ども・子育て支援事業20万円の増額は、下田認定こども園の衛生用品等を購入するもの。9款1項2目6010教育委員会事務局総務事務95万5,000円の増額は、小中学校の衛生用品等を購入するもの。同3目6020奨学振興事業310万円の減額は、既に中止となったニューポート市中学生派遣補助金、英語力向上プロジェクト事業補助金の減。同5目6040教育振興基金78万5,000円の増額及び同6目6045奨学振興基金36万4,000円の増額は、令和元年度ふるさと応援寄附のうち元年度中に基金に積み立てられなかった金額を積み立てるもの。同8目6048学校情報通信環境整備事業1億3,908万5,000円の追加は、教育におけるICTを基盤とした先端技術等の活用が求められ、国はGIGAスクール構想として、令和5年度までに児童生徒1人に1台の端末の整備、校内通信ネットワークの構築をしていくこととしておりま

した。市でも、これを受け複数年で整備していくこととしておりましたが、今般の新型コロナウイルス感染症の拡大による臨時休校措置を受けて学習の保障として早急に取り組むこととしたものでございます。児童生徒１人に１台の端末の購入、学校におけるネットワーク整備、電源の確保、緊急時における家庭でのオンライン学習の支援として貸与用のルーターの整備やマイク等の購入も併せて行うものとしております。

生涯学習課関係、９款５項４目6500芸術文化振興事業86万4,000円の増額は、吉田松陰寓寄処の管理について、管理業務委託費を計上しておりましたが、管理形態に不都合を生じたため、会計年度任用職員を雇用することとし、予算の組み替えを行うものです。同５目6550公民館管理運営事業18万3,000円の増額も同様に、中央公民館の管理体制を見直したため、警備、清掃業務委託に予算の組み替えを行うものでございます。同６項１目6700保健体育総務事務428万円の減額は、東京オリンピック・パラリンピックの開催延期により、一部の準備経費を除いて補助金を減額するものでございます。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、議第35号 令和２年度下田市一般会計補正予算（第３号）の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議第36号 令和２年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）について御説明申し上げます。

今回の補正は、国民健康保険税条例の一部改正に伴う、課税限度額の引上げ、低所得者に対する税の軽減措置の拡大によるものでございます。

補正予算書37ページをお開きください。

令和２年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）は次に定めるところによるもので、第１条、歳入歳出予算の補正でございますが、第１項は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ67万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ31億9,327万1,000円とするものでございます。

第２項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分、及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表 歳入歳出予算補正」によるということで、予算書の38ページから41ページ記載のとおりでございますが、内容につきましては、補正予算の概要により御説明申し上げます。

補正予算の概要14ページ、15ページをお開きください。

歳入でございます。１款１項１目１節一般・被保険者・国民健康保険税医療給付費分・現年課税分から１款１項１目３節一般・被保険者・国民健康保険税介護納付金分・現年課税分

までの１款国民健康保険税は合計７万円の増額で、国民健康保険税条例の一部改正を前提に課税限度額の引上げと軽減措置の拡充によるものです。６款１項１目１節保険基盤安定繰入金60万1,000円の増額は、国民健康保険税条例の一部改正を前提に、５割２割軽減対象の減額影響分を、保険基盤安定繰入金として一般会計から繰り入れるものでございます。

歳出でございます。９款１項１目予備費67万1,000円の増額は、歳入歳出調整額でございます。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、議第35号 令和２年度下田市一般会計補正予算（第３号）及び議第36号 令和２年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）についての説明を終わらせていただきます。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（小泉孝敬君） 当局の説明は終わりました。

これより各議案ごとに質疑を行います。

まず、議第35号 令和２年度下田市一般会計補正予算（第３号）に対する質疑を許します。

10番 橋本智洋君。

○10番（橋本智洋君） 6048事業の学校情報通信環境整備事業なんですけど、これ、オンライン教育ということだと思っんですけども、もう少し具体的に内容を、シミュレーションを教えてくださいませんか。

そして、またこれ、予算可決された場合はいつ頃からの施行になるんでしょうか。その辺も具体的に教えていただきたいと思います。

○議長（小泉孝敬君） 学校教育課長。

○学校教育課長（糸賀 浩君） 6048の学校情報通信環境整備事業でございます。こちらのほうはGIGAスクール構想に基づきまして、生徒、児童の端末、１人１台の整備、それから学校内でのネットワーク環境の整備、あと緊急時における家庭でのオンライン学習のためのモバイルルーターの整備とか、学校でのマイクとかカメラとかの整備の費用でございます。

今、全国的にこの事業に取り組んでいる形で、その機材のほうも各メーカーさん等、政府からの要請を受け、製造に取り組んでいるところでございます。今後、そこら辺も調整しながら入れることになると思いますけれども、ちょっと時期のほうは一応年内にという想定で動く形にはなっておりますけれども、ちょっとまだ、いつ頃整備ができるかというところは確かなことはまだ分からないというところでございます。

私からは以上です。

○議長（小泉孝敬君） 10番 橋本智洋君。

○10番（橋本智洋君） ありがとうございます。早急な対応を要望して終わります。

○議長（小泉孝敬君） ほかに質疑はありませんか。

13番 沢登英信君。

○13番（沢登英信君） 概要説明書のほうの2ページ、3ページの生活困窮者相談支援事業、それから生活困窮者、その下の就労準備金と、支出のほうの10ページ、11ページの生活困窮者支援事業、離職者等の住居を確保しようという、3か月とかって、あれがあると思うんですが、1,159万2,000円の1761事業についてお尋ねをしたいと思います。

これはこの歳入の金額と歳出の金額の違いの理由、それから予測なのかどうなのか、一定の実績の下この数字が出ているのか、どういう根拠でこの予算額になっているのかをお尋ねしたいと思います。

それから11ページの樋村医院さんのワーケーション整備の準備でございますが、具体的にこの予算でどういうことがどこまで進むのか、併せてお尋ねをしたいと思います。

○議長（小泉孝敬君） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（須田洋一君） それでは福祉事務所のほうから、生活困窮者の住居確保のほうについてと、その明細をということですので、そちらについて御説明させていただきます。

そもそもこちらの事業、休業、廃業、それから失業等により住居の確保がままならなくなった方に対して住居、家賃相当分を補助するという制度で、基本的に3か月、最大で9か月の補助を行うということになっております。世帯ごとによって金額が違いまして、一番少ない単身世帯ですと3万7,200円、多いところでは5万8,000円という世帯ごとによって、そういった数字が出ているところであります。それについて今回お願いした、この金額でございますけれども、こちらについては10件分を、この先4か月程度、出てくるのではないかとということを想定してお願いをしているところでございます。

ということで、今回については真ん中の3人世帯の4万8,300円が全部9か月ということではないだろうということで、6か月で10件が4か月ぐらい続くのではないかとという数字の下に1,159万2,000円という数字を出させていただいております。

また歳入のほうとの数字の違いということですが、こちらのほうは国庫の負担金のほうが4分の3ということになってございますので、4分の1が下田市の負担ということになってございます。

以上です。

○議長（小泉孝敬君） 産業振興課長。

○産業振興課長（樋口有二君） 私のほうから、旧樋村医院の事業について御説明させていただきます。

こちらの今、予算計上をさせていただいている事業で、こういった内容でどこまで進むのかというお話でございますね。こちら、平成23年度に寄附を市のほうで受けまして以来、境界確定のほうで、測定のほうが行われていないということで、今後活用していくに当たって、改めて境界確定と測定の事務を実施するものです。

あと、こちらの建物自体の耐震なんですけれども、病院棟と住居棟のほうがございます、病院棟のほうにつきましては、もう補強のしようがないといえますか、今後の活用が難しい部分でございますので、こちらについて解体を行うものでございます。なので今後としましては、また耐震補強をして活用ができる部分、住居棟の部分の活用というのが、また今後残っているんですけれども、そこまでの使用が難しい部分の解体までは今回の予算の中で行わせていただきまして、それに基づいて、じゃあ実際どういう改修をして、中身、どういうふうに整えてというのは、現在業者とも調整したり、そういったことを検討しているところでございますので、そちらのほうを整いましたら、また改めて補正予算のほうで御審議頂きたいなと思っております。

以上です。

○議長（小泉孝敬君） よろしいですか。

○13番（沢登英信君） はい、終わります。

○議長（小泉孝敬君） ほかに質疑はありませんか。

2番 中村 敦君。

○2番（中村 敦君） 先ほどの橋本議員の6048事業にちょっと関連した部分なんですけれども、まず歳入のところの概要の7ページで、国庫教育費補助金で7,700万円ほど、巨額の歳入がございますが、これは先ほど言った、コロナを受けてのものなののでしょうか。

それから、それがこの額はそっくりそのまま、先ほどの6048事業に充てていて、そしてまた、足りない部分を臨時交付金の1億1,000万円の部分から充てているという解釈でよろしいのか。

それから、実際のGIGAスクール構想、これは全国的なあれなんだというふうに今伺いましたけれども、全国的なあれであっても、あくまでもネットワークのシステムとか、そういう構築は市町ごとでやんなければいけないのか。それとも何かしら、本当だったら国

でばんとシステムつくって、それを使えば一番効率もいいし、費用も安く上がると思うんですが、そうでなくて、市町ごとであくまでネットワークの構築からシステム、そういうことをつくっていかなきゃいけないのかということ。

それから、これからの部分、多いと思いますし、委員会でよくもんでいただきたいと思うんですが、実際、学校の現場、先生方と今現在どのような協議がされているのか、その辺を教えていただきたいと思います。

○議長（小泉孝敬君） 学校教育課長。

○学校教育課長（糸賀 浩君） G I G Aスクール構想に関する御質問についてお答えさせていただきます。

まず、補助金でございますが、これは今回、国の補正によって、当初、令和元年度の国の補正予算では児童用の1人1台用の端末については、小学校5、6年生、中学校1年生の3学年分の予算でございました。それがこのコロナウイルス感染症を受けて、全学年分を令和2年の補正で予算措置をされております。その部分で、その端末につきましては、定額、上限が4万5,000円という形で1台当たり補助を頂くような形でございます。

それから学校ネットワークの環境整備については、工事費の対象経費の2分の1が補助対象でございます。

それから、このネットワークとかの施工については、その中のW i - F i環境の整備と電源の工事になりますので、各市町で行うような形です。ただ、国のほうから各機種の端末の標準仕様書等も示されております。また、学校内での環境の標準仕様というものも示されているような形でございます。

それから、学校との協議の状況でございますけれども、下田市I T環境整備委員会というものがございまして、そちらのほうで学校の先生方とどのような端末がいいのか、今のところ国から示されている3つのO S、マイクロソフト、グーグル、アップルのアイパッドがあります。その中でどのような端末を使って、どのような事業をやっていくのかということも想定しながら、今、検討を始めているところでございます。

以上でございます。

○議長（小泉孝敬君） 2番 中村 敦君。

○2番（中村 敦君） ありがとうございます。

ちょっと1つ、私が聞き漏らしたのか、この国のコロナウイルスの地方創生臨時交付金から幾らこっちに使っているのか、今の6048に。それだけお願いします。

- 議長（小泉孝敬君） 統合政策課長。
- 統合政策課長（平井孝一君） すみません、本日御配付させていただいた資料があるかと思うんですけども、こちらがその９番になります。その中の総事業費に対し、国庫補助金及び臨時交付金、一般財源と記載してありますので、その財源内訳となっております。
- ２番（中村 敦君） 終わります。
- 議長（小泉孝敬君） ほかに質疑はありませんか。

１番 江田邦明君。

- １番（江田邦明君） 大きく３点についてお伺いしたいと思います。

まず、補正予算書の概要の８、９ページ、お願いいたします。

２款８項１目0860防災対策総務事業の中で、消耗品ということで900万円、主に避難所のコロナ対策ということで記載がございますが、具体的な対策内容をお教え頂きたいと思います。

また、併せて関連して、繰越明許の中で浜崎小学校の屋内施設改修工事が令和３年３月31日までということで、こちら広域避難所、避難施設の指定がされておりますが、実際この工事期間中、避難を要するような災害等が発生された場合、ここは避難所として引き続き指定されるのか、お教え頂きたいと思います。

２点目が同じく補正予算書の概要、10、11ページ、４款３項１目2250事業、清掃総務事業になります。こちら、たしか３月定例会の中でトンネルコンポスト方式の新たな広域の事業計画について補正予算で計上したいというような答弁があったと思いますが、こちら、業務委託費340万円が既存の広域化の事業に対してなのか、新たなトンネルコンポスト方式の事業に対してなのか、お教え頂きたいと思います。

３点目が、すみません、補足資料でお配り頂きました追加説明資料です、Ａ３横の資料で、一括してそれぞれの各事業でお聞きしたいと思います。これまでの説明では、コロナ収束後であったり、出口戦略ということで、こういった事業の計上がされておりますが、実際、これらの整理番号１から９までの事業がいつ頃、事業実施時期と見ているか、お尋ねしたいと思います。どうしても県境をまたいだ全国的な移動が８月１日までという中、やはりコロナ対策、この６月、７月、どうやって事業者の支援をしていくかということが重要かと思うので、これらの事業が６月、７月に実施されるかというところを視点を御説明頂きたいのと、この事業を実施することによって、実質的な経済効果といいますか、例えばプレミアの商品券等であれば、プレミア率10%に対し1,000万円であれば、約１億円の経済波及効果が

出る、そういった部分の説明があればお教え頂きたいと思います。

○議長（小泉孝敬君） 防災安全課長。

○防災安全課長（土屋 出君） 私のほうからは、まず921万6,000円の予算の関係ですけれども、これにつきましては南海トラフ級の大災害が来たときのため、コロナ対策としましてマスクを各個人の方には備蓄として呼びかけてはいますけれども、4万8,000枚。それから体温計ですけれども、非接触体温計45本と、それから手指消毒液、500ミリリットルにつきまして2,100本を予定しております。

それから、浜崎小学校の関係ですけれども、浜崎小学校は避難所として登録してあります。それにつきましては、その状況を勘案して災害のときには対応させていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（小泉孝敬君） 環境対策課長。

○環境対策課長（高野茂章君） 広域ごみ処理の検討用資料作成業務委託の340万円の内訳なんです。2月の全員協議会で報告させていただいたとおり、焼却方式については提示をさせていただいたところでございますが、今回、トンネルコンポスト方式と比較検討するものでございまして、トンネルコンポストの技術概要、安定性、経済性、それによる、できる生成物の処理ルート等について、資料を作成して比較検討する業務でございます。

以上です。

○議長（小泉孝敬君） 質問者にお尋ねします。時間が少しあれですから、ここで休憩を取りたいと思います。1時まで、13時まで休憩いたします。

午後 0 時 3 分休憩

午後 1 時 0 分再開

○議長（小泉孝敬君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

休憩前に引き続き質疑を続けます。

当局、説明。

統合政策課長。

○統合政策課長（平井孝一君） すみません、貴重なお時間を割いていただき、誠に申し訳ありませんでした。おわび申し上げます。

それでは、江田議員の質問である臨時交付金の、まず実施日についてですが、まず、本事

業の交付決定日については、まだ明確ではありませんが、6月中旬から下旬となっております。基本的な実施はその交付決定をもって進めていくこととなります。それにつきまして、各課におきましては、その実施に向けて各自準備を進めているところでございます。

1番から9番でございますが、その中で段階になります感染拡大防止という事業におきましては、1番の防災活動支援事業と小・中学校感染症対策事業がございます。これにつきましては経済効果という御質問の中では、安心・安全な場所を提供することにより、感染症をなくすことが効果と考えております。

9番の学校情報通信環境整備事業につきましては、子供たちへの学びの場を保障とすることが効果ということで御理解頂きたいと思います。9番の実施時期に当たりましては、橋本議員の質問から答えさせていただいておりますので割愛させていただきたいと思います。

あと、2番から7番まで、こちらにつきましては事業継続、経済回復、強靱な経済構造の構築という段階に分けた事業を提案させていただいております。こちらにつきましても各課におきましては事前の準備を進めているところでございますが、まず前提としましては、その事業を実施するに当たって影響する地域、事業の取り組む範囲等の収束状況を見極めて実施していくこととします。それにおいて経済の回復を図っていくところでございます。

私のほうからは以上とさせていただきます。

- 議長（小泉孝敬君） 産業振興課長。
- 産業振興課長（樋口有二君） 私のほうから、先ほど統合政策課長のほうで全体的な御説明があった中で、産業振興課のほうで予定しているものの個別のお話をさせていただきたいと思います。

まず2番、下田がんバル開催事業でございますが、こちらについては例年、あじさいの時期に合わせて6月に開催を予定していたものなんですけれども、今年も同じようにやる予定でしたが、コロナの影響によって中止となったものを、こちらを改めて実施したいということで、それが地域の飲食店や、賀茂地域、ほかにも連携してバルを開催していますけれども、飲食店に限らず、多様なメニューを用意して、多くの人に人気を博しているイベントでございますので、ぜひこういったイベントで市内の事業者さんのいろんな活力になればなということで提案をさせていただいている事業でございます。

先ほどの統合政策課長の答弁にもありましたように、こちらの事業、人を多く集める事業でございます。もちろん市内の皆様も活用できる、楽しんでいただけるイベントではございますので、そういった地域で限定するというのもありかとは思いますが、本来はほ

かの地域から多くの下田への来客などを見越して、下田を訪れた方にいろんなメニューを楽しんでいただこうという趣旨でやっているものでございますので、効果的な事業として実施頂くには、やはり収束のタイミングを見ながら実施するのがいいかなと考えてはいます。

今のところ、実際にバルの実行委員会、商工会議所を通じての調整にはなるんですけれども、現時点では今すぐ夏に準備をするということでは、その実行体制もありますし、そういったお話をしていく中では、早くても9月、10月、秋にかかってしまうんじゃないかなと考えています。その頃にコロナの動向ですとか、あとは観光交流課と連携した、その観光イベントなどとタイミングを合わせて、より効果的に人を集める、市内のいろんな飲食店を回っていただくということができるような時期を考えながら、実施時期を考えさせていただきたいと思っております。具体的にはバルの実行委員会や商工会議所さんとよく調整をしながら進めていきたいと思っております。

3番と4番、こちら中小企業販売力強化の支援とワーケーション環境整備というところの支援事業でございますが、こちらについては整備支援の補助でございますので、予算がつき次第、こちらのほうで補助の要綱を整えれば実施可能なものでございます。こちらについて、今回コロナの影響で人のやりとりというのがなかなか難しい状況になっている中で、インターネットですとか、そういった販売方法をいろんなものを用意していただくことが継続した経済活動をやっていくということに必要であろうということで、それに向けて動くよという店舗さんへの支援と。あとはワーケーション環境整備ですけども、今回、都市部で多くありますけれども、首都圏とか、人が多い地域で通勤、通学することのリスクのようなものが広く認識されてきたと思います。そういったことで地方に目を向ける方というのは非常に多くなったんですけれども、そういった中で、そのニーズを的確に捉えるということもございまして、そういった人たちを受け入れられる体制を整えようという方に対して補助を行うものでございます。

こういったことをやることによって、実際に幾らぐらいの効果かというのはなかなか具体的な算出は難しいんですけれども、少なくともバル事業につきましては、例年、5枚つづりのバルチケットは1冊3,700円で売られているものでございますが、例えば今回、1,800冊を売ろうとすれば約660ぐらい、もう少し、2,000冊売ろうとすれば700を超えるぐらいなんですけれども、そのぐらいの、まずは購入金額としてはそのぐらいの規模になると。ただ、それが事業に限られない効果も多くございます。もちろん交通機関も使っていただきますし、宿泊施設に泊まることもあるでしょうし、なんで、そういったことも考えると、よりそういっ

た3桁ではなく、4桁万円ぐらいの地元の経済に対しての影響というのは、それだけでなく、それ以降で知っていただいたことによって、もう一度、来ることもありますとか、そういったことも多くあると思いますし。またそういった店舗や宿泊施設の今後の取組に向けた支援というのも、こういったコロナで価値観が変わったことに対応して、新しいビジネスモデルをつくっていくことに対する支援でございますので、こういったことの取組をうまく各店舗さん、各企業さんで取り組んでいただくことによって、日頃の売上げとはまた違うニーズというものを、また掘り起こして、それがまた効果にうまくつながっていくんじゃないかなというふうに考えてはございます。

以上でございます。

○議長（小泉孝敬君） 観光交流課長。

○観光交流課長（長谷川忠幸君） 私のほうからですけれども、この表でいいます5、6、7でございます、観光交流課は、V字回復に向けた段階で、この4つの柱としますと、全ての経済活動の回復になるかと思います。

ちょっと順番違いますけど、7のマイクロツーリズム、3本とも観光交流課が補助金として補助するわけでございますけれども、この7のマイクロツーリズム分ということにつきましては、まだ首都圏から本格的な観光需要が戻る前段階におきまして、比較的近場に住む方々をターゲットとした企画で地域経済の活性化を図りたいということで、具体的には伊豆急のサフィール踊り子とか、新踊り子ですか、その辺に乗っていただいて、情報発信してもらう。それに地域のクーポン券をつくって、地域での活性化を図ってもらうというところなんです。効果としましては200万円しかないんですけれども、外部に情報発信していただいて、にぎわいを戻していこうということで、先ほど統合政策課長が申した、交付金が決定次第、7月1日からやりたいと。第2弾を秋にということで考えてございます。

5番目ですね、OTAの関係でございます。この商品を使って誘客につなげようということで、この事業の効果でございますが、実績としまして1,000万円投資したのに対して、効果が3,700万円あったという事例もございますので、2,000万円といたら7,400万円、そういう形になるのかな、実際やってみてどうなのか、分からないですけど、ちょっと大幅な効果は出てくるのかなと思ってございます。

6番目ですね、デジタルコンテンツPRということで、これは下田の魅力を映像にして発信するというので、動画の内容としては地域の風景とか歴史的建造物等、また地場産品等をバランスよくカット割りにして、視聴者に飽きさせない4分程度に仕上げるということで、

その事業を行いたいということでございます。ここの効果としては、世界最大級の動画プラットフォームのユーチューブを利用するというので、そこでずっと残り続ける。マーケティングの資産の蓄積になるのかなということでございます。また、興味を持った層や響いた内容とかの分析等が可能ということで、そういう狙いもございます。

先ほど言った5番目の実施時期につきましては、旅行業者によって違いますけど、楽天トラベルで申し上げますと、8月下旬辺りに広告を打って9月からと。もう一弾は11月末頃打って12月末からの対象の商品となるのかなと。じゃらんで言いますと、これ雑誌ですので10月号からの発信となるという予定でございます。

デジタルコンテンツにつきましては、交付金を頂いた後に映像をずっと撮っていきなと、1年間かかる映像を。途中でOTAと一緒に載せるようなこともできればなということで考えてございます。

以上です。

○議長（小泉孝敬君） 1番 江田邦明君。

○1番（江田邦明君） 収束後の取組ということで、準備期間を持って取り組んでいただけることで非常に有効かと思えます。

しかしながら、まだ市内の事業者はこのV字回復に向けた段階ごとの集計の、この2番目のまだフェーズにあると思います。雇用の維持と事業の継続、これをいかに市が支援していくことが重要かと思いますが、総事業費、このフェーズ だと1,000万円。今、樋口課長からありました、このフェーズ だと、下田がんバル開催事業、こちらフェーズ でありながら、開催時期が9月、10月を予定しているということで、やはり交付決定後ということもありますが、6月、7月、いかに事業者様を市が協力して事業継続させて、そして8月に内外、まだ国内のお客様のみかと思いますが、そういったお客様を受け入れることが重要かと思いますが、この補正予算の中にはないかもしれませんが、例えば6月、7月、今、市として事業者様の事業継続であったり、雇用を守っていく。国の取組はございますが、市独自の何かそういった施策があれば、関連ということで質問させていただきたいと思えます。

あほかの部分については、また委員会の中で質問させていただきます。

以上です。

○議長（小泉孝敬君） 統合政策課長。

○統合政策課長（平井孝一君） 今回の6月補正で取り組ませているコロナウイルス感染症対策における事業につきましては、今回提起させていただいている事業のみでございます。申

し訳ございません。

- 1 番（江田邦明君） 終わります。
- 議長（小泉孝敬君） ほかに質疑はありませんか。

7 番 滝内久生君。

- 7 番（滝内久生君） 個々の話はあまりここで聞きませんけれども、全体で今、市内の状況をどういうふうに把握しているのか。また、どういう要望が寄せられてきているのか。それも要素として取り入れて、この対策を打ったと思うんですけども、なかなかヒット策というのは難しいもので、この程度の金額は大変だなと思いますけれども、取りあえず現状の市内の状況をどういうふうに把握しているのか、どういう要望が寄せられているのか、それを教えてください。

- 議長（小泉孝敬君） 統合政策課長。

- 統合政策課長（平井孝一君） 市内の状況につきましては、皆様御存じのとおり、下田というものは観光客で潤っているまちとしております。そういった中で、観光客がない中、影響するのは、飲食、宿泊業、その他観光、いろいろな様々な面もあり、それを2次的に影響している商店等、いろいろな分野が様々なところに影響を及ぼしていると。

そういった中で、ちょっとさきに戻ってしまいますが、休業要請が出た中で、休業協力金ということで20万円、その他の方々にもその感染防止に努めていただきたいという観点から3万円。それによって経済とか、そこが全て回復したと。今も様々な飲食店につきましては、デリバリーだとか、弁当だとか、様々な努力を頂いて、今、必死に耐えていただいている時期と存じ上げております。

そうした中で、今回、交付金の使い方についても課内や庁内でもいろいろ議論させていただきましたが、まず何を充てて、どうやってこの下田市の市民のために使おうかということは議論させていただきました。そうした中で、まず今、本当に休業している中で、子供たちの教育というのをまず第一に考えたいというコンセプトの下、まず学校に関する事業を提案させていただきました。その残りの中でじゃあ何をやっていこうか。今、本当に先ほど申し上げたとおり、今、困っている働いている方々、生活している方々への、まずそういった手当、協力金等をもう一度やるべきではないかという意見もありまして、そういったものにも、じゃあどういう人を該当にしよう、どの人を対象にしよう、様々な議論をした中、大変言い方、申し訳ございませんが、決して満足の頂けるような金額、何か支援に至らない、すみません、という考えの中、それであれば、今、すみません、頑張ってください、この場を乗

り越えれば、また市は新しい事業、そういったところに頑張って投資していくという、すみません、希望とかそういったものを持っていただきたいという中で、今回の事業を提案させていただいておりますので、御理解をお願いいたします。

〔発言する者あり〕

- 統合政策課長（平井孝一君） 市民からは感染症に、ちょっとずれますけど、感染症に対するどのような対策を練っているのかという。今、近々では、要は今やっている10万円の給付金、今、既に8割以上完了しているところでございますが、そういった今ある中で、いつ交付される、いつというのが近々では多いところでございます。要望活動としましては、先ほど申し上げた関連する飲食店以外の理容店だとか、そういった関連する商業とか、そういうところからも協力金をしていただけないかという要望も受けているところでございます。様々な要望が、その市民の要望というのは、まず感染症に対する不安の要望、それで今現在、行われている各給付金等の実施手続等、そういった要望、働く側の方々にはそういった協力金がないかという要望、3点が、それが全てになってしまうのかもしれませんが、そういった要望が聞かれております。

- 議長（小泉孝敬君） 7番 滝内久生君。

- 7番（滝内久生君） この表を見ますと、やはり収束後、収束後ですよ。市長、この表見て、収束後の対応が多いんですけども、割と市民の中では即効性を求めているような施策も、そういう求めている声もあるんじゃないかと思えますけれども、ここで第2次の交付金の対応では、ちょっと今の現状で、ある程度、皆さん、要望している内容が、やっぱり何ていうんですか、対応できないんじゃないかなと思っていたもので、もう少し生の声ですか、いろんな業界もあるでしょうけれども、そういう声を来たものをできるだけ精査して、政策に乗っけてもらいたいと思います。

このメニューは大変広くて、どれがいいかというのもなかなか難しいんですけども、いろんな簡単なものでも、職員からの意見募集してもいいですから、そういうこととして、いろんな考え方でおいしいところ取りすればいいわけですから、そういうのも1つの方法として、職員からも提案してもらおうような形を取って、今後の対策に役立ててもらいたいと思います。内容についてはああだこうだ言う話じゃないですけども、考え方として即効性のあるものもある程度、取り入れたほうがよかったのかなという感想です。

終わります。

- 議長（小泉孝敬君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（小泉孝敬君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第35号議案は、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

次に、議第36号 令和2年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（小泉孝敬君） 質疑はないものと認めます。

ただいま議題となっております議第36号議案は、産業厚生委員会に付託いたします。

-
- 議長（小泉孝敬君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

これをもって散会いたします。

なお、明日、5日はそれぞれの常任委員会を開催、6日、7日は休会とし、8日もそれぞれの常任委員会の審査をお願いし、9日午前10時から本会議を開催しますので、御参集のほどよろしくお願い申し上げます。

御苦労さまでした。

午後 1時23分散会